

様式第 21 号の 2 の 2 (第 95 条の 3 関係)

(第 1 面)

第	号	立 入 検 査 証		
写 真		官職	氏	名
		年	月	日生
		上記の者は、 の規定により立入検査をする職員であることを証明する。		
印		又	は	
		刻印		
		年	月	日
厚生労働大臣又は都道府県労働局長 印				

(第2面)

労働安全衛生法 （抄）

(厚生労働大臣等の権限)

第96条 厚生労働大臣は、型式検定に合格した型式の機械等の構造並びに当該機械等を製造し、及び検査する設備等に関し労働者の安全と健康を確保するため必要があると認めるときは、その職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備等その他の物件を検査させることができる。

2 厚生労働大臣は、コンサルタントの業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてコンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿若しくは書類(その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、登録設計審査等機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関、登録型式検定機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関(外国登録設計審査等機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関及び外国登録型式検定機関(第123条第1号において「外国登録設計審査等機関等」という。))を除く。)(以下「登録設計審査等機関等」という。)の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県労働局長は、労働衛生指導医を前条第2項の規定による事務に参画させるため必要があると認めるときは、当該労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。

5 第91条第3項及び第4項の規定は、前各項の規定による立入検査について準用する。

(第3面)

(参考)

(労働基準監督官の権限)

第91条 (第1項及び第2項 略)

- 3 前2項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第4面)

労働災害防止団体法 (抄)

(報告等)

- 第52条** 厚生労働大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、労働災害防止団体に対して、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員に、労働災害防止団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。
 - 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(縦7.0センチメートル、横11.0センチメートル)

(第5面)

作業環境測定法（抄）

（厚生労働大臣等の権限）

第 41 条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関、指定試験機関、登録講習機関又は指定登録機関の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、その職員をしてこれらの事務所に立ち入り、関係者に質問し、その業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査し、又は検査に必要な限度において無償で作業環境測定機関の業務に関係のある試料その他の物件を収去させることができる。

2 第 39 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(第6面)

（参考）

（労働基準監督官の権限）

第 39 条 （第 1 項 略）

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。